

役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 理事長の報酬は、報酬、通勤手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 役員（理事長及び職員を兼ねる役員を除く。以下「非常勤役員」という。）の報酬は、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

3 職員を兼ねる役員（以下「職員兼務役員」という。）の報酬は、役員手当とする。

4 第1項の規定にかかわらず、理事長が定年又は勤奨に係る退職手当を支給されて青森県を退職した者（以下「定年退職者等」という。）である場合における理事長の報酬は、報酬、通勤手当及び期末手当とする。

(報酬の支給方法)

第3条 理事長の報酬の支給方法は、職員の給与に関する規程（平成21年規程第20号。以下「給与規程」という。）の規定による職員の給料及び相当する手当の支給方法によるものとする。

2 職員兼務役員の報酬の支給方法は、給与規程の規定による職員の管理職手当の支給方法の例によるものとする。

3 非常勤役員の報酬の支給方法は、別に定める。

(報酬月額)

第4条 理事長の報酬月額は、次の表に定めるとおりとする。

号 級	報酬月額 (円)
1	599,000
2	611,400
3	623,700
4	636,000
5	645,700
6	651,500
7	657,300
8	662,100
9	665,700
10	669,300
11	672,900

2 前項に定める理事長の報酬月額は、就任する者の経歴等を勘案し、理事会の審議を経て理事長が決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長が定年退職者等である場合における理事長の報酬月額は、434,000円とする。

(通勤手当等)

第5条 理事長の通勤手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当については、給与規程の規定による職員の例により支給する。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当は、日額30,000円とする。

(非常勤役員の通勤手当)

第7条 非常勤役員の通勤手当は、費用弁償とし、その支給額及び支給は、職員等の旅費に関する規程（平成21年規程第30号）の定めるところによる。

（役員手当）

第8条 役員手当の額は、月額30,000円とする。ただし、管理職手当を支給されている職員兼務役員で、当該管理職手当と役員手当の合算額が82,200円を超えることとなるものには、82,200円から当該管理職手当の額を減じた額を支給する。

2 職員が月の途中で職員兼務役員となり、又は職員兼務役員でなくなった場合は、役員である日数に応じて日割りにより役員手当を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、法人又は青森県を定年により退職した職員兼務役員には、役員手当は、支給しない。

（退職手当）

第9条 役員に対する退職手当は、次項又は次条の規定による場合を除き、支給しない。

2 理事長が退職した場合の退職手当の額は、理事長としての引き続いた在職期間を職員の退職手当に関する規程（平成21年規程第29号。以下「退職手当規程」という。）の規定による在職期間とみなして退職手当規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とし、当該退職手当をその者に支給する。この場合において、理事長が退職した日における報酬月額を退職手当規程第5条から第7条までに規定する給料月額とし、退職手当規程第15条第1項各号に掲げる職員の区分は、別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が定年退職者等であるとき、又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号及び同条第3項の規定により解任されたときは、退職手当は、支給しない。

（青森県職員から常勤の役員となった者に係る退職手当の特例）

第10条 青森県職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて役員（非常勤役員を除く。以下この条において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の青森県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて青森県職員となった場合においては、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、当該退職の日に青森県職員に復帰し青森県職員として退職したものと仮定した場合の職員の退職手当に関する条例（昭和28年12月青森県条例第62号。以下「退職手当条例」という。）を適用して計算した退職手当の額に相当する額とし、当該退職手当をその者に支給する。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における青森県職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとし、当該役員としての在職期間については、退職手当条例第7条第1項に規定する在職期間に含むものとする。

（退職手当の支払）

第11条 退職手当の支払については、退職手当規程第3条の規定を準用する。

第12条 第9条第2項又は第10条第3項の規定により退職手当が支給されることとなる者が死亡により退職した場合には、この規程による退職手当は、その遺族に支給することとし、当該遺族の範囲及び順位等については、退職手当規程第20条及び第21条の規定を準用する。

（退職手当の支給制限及び返納）

第13条 退職手当の支給制限及び返納の取扱いについては、退職手当規程第22条から第24条までの規定を準用する。

（端数の処理）

第14条 この規程により計算した報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるもの

とする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、役員報酬に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における理事長の報酬月額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から130,300円を減じた額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額に、130,300円を加えた額とする。ただし、期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同項の規定による報酬月額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が定年退職者等である場合の平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における理事長の報酬月額は、第4条第3項に規定する額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び勤勉手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同項の規定による報酬月額とする。